

## 信濃町住宅取得資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、信濃町補助金交付規則（昭和48年信濃町規則第8号）に定めるもののほか、住宅の建設や取得に対する支援を通じて定住の促進を図るため、町内に自己の居住の用に供する建物を建設又は取得するために金融機関から住宅取得資金の融資を受けた者に対し、町が予算の範囲内で住宅取得資金に係る利子に対する補給金（以下「補給金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町に住居を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 金融機関 町内に所在する銀行、金庫、農業協同組合をいう。
- (3) 新築住宅 新たに自己が居住する目的で取得した住宅（住宅建設のために購入した土地を含む。次号において同じ。）で、建築工事の完了の日から1年以内のものをいう。
- (4) 中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得した住宅で、建築後1年以上経過した居住の用に供されたことのある住宅をいう。

(交付対象者)

第3条 この補給金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件の全てを満たした者とする。

- (1) 金融機関から住宅取得資金の融資を受けて、町内に本人及びその家族が居住する新築住宅又は中古住宅（以下「住宅」という。）を取得した者
- (2) 住宅を取得するために、500万円以上の資金を金融機関から5年以上の期間で借り受けた者
- (3) 住宅取得にかかる契約の締結日において満45歳以下の者
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

(交付対象住宅)

第4条 建物延床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅とし、併用住宅にあつては居住部分の床面積が建物全体の床面積の2分の1以上であるものに限る。

(補給金の額)

第5条 補給金の補給対象は融資を受けた日以降にある最初の償還日が属する月から起算して60か月を経過するまでの期間において支払った利子とする。

- 2 当該年度において交付する補給金の額は、第7条に規定する申請をした年の前年の1月から12月までに支払った利子の2分の1以内の額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、年度ごとの補給金の額の上限は10万円と

する。

3 年度を通算して交付する補給金の額の上限は 50 万円とする。

(交付の認定)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、融資が実行された後、速やかに信濃町住宅取得資金利子補給交付認定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 約定償還表等の返済計画が分かるものの写し
- (2) 住宅取得に係る契約書(売買・譲渡・請負)の写し
- (3) 登記事項証明書
- (4) 建築確認通知書の写し
- (5) 住宅の位置図及び平面図の写し
- (6) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は前項の規定による申請があったときは、その適否を審査し、信濃町住宅取得資金利子補給金交付認定(否認)通知書(様式第 2 号)により当該申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、交付認定を受けた年度から起算して 6 か年度(交付対象期間の起算月が 1 月である場合は、5 か年度)において補給金の交付申請を行うことができる。

(交付の申請)

第 7 条 認定者は、毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までに信濃町住宅取得資金利子補給交付申請書(様式第 3 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 前年の返済額一覧表(毎回の支払い利子が分かるもの)の写し
- (2) 住民票
- (3) 町税納税証明書
- (4) その他、町長が必要と認める書類

2 前項の規定により提出された申請書は、額の確定のための実績報告を兼ねるものとする。

(交付の決定)

第 8 条 町長は前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び調査等を行い、補給金の交付の可否を決定し、信濃町住宅取得資金利子補給金交付(不交付)通知書兼額の確定通知書(様式第 4 号)により当該申請者に通知するものとする。

(補給金の請求)

第 9 条 前条の規定により、交付の決定を受けた者が補給金の交付を受けようとするときは速やかに信濃町住宅取得資金利子補給金交付請求書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第 10 条 町長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取消し、及び既に交付した補助金の交付の決定の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 交付決定の日から5年未満の間に貸与、売却、転居、転出又は取壊し等により居住しなくなったとき。ただし、災害等町長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。